

建設委員会報告資料

令和7年4月16日

報告事項件名

頁

(1) 足立区都市計画マスタープラン改定調査業務委託の公募型プロポーザル による事業者の特定結果について	2
(2) バリアフリー地区別計画（竹の塚周辺地区編）の策定について	6
(3) 住宅市街地総合整備事業（西新井駅西口周辺地区、千住大川端地区）の 事後評価について	8
(4) 令和6年度路面下空洞化調査の結果について	15
(5) 西新井駅東口バス停移設の検討について	22
(6) 花畑川環境整備事業の取組み状況等について	25
(7) 足立区公園（大型施設）長寿命化計画の中間見直しについて	33
(8) 足立区建築物再生可能エネルギー利用促進計画の策定について	35
(9) 建築物減災対策について	36
(10) 感震ブレーカー設置工事助成の制度見直しについて	41
(11) 居住支援協議会の開催結果について	42
(12) 住宅セーフティネット制度を利用した居住支援の取組みについて	44

(都市建設部)

建設委員会報告資料

令和7年4月16日

件 名	足立区都市計画マスタープラン改定調査業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について
所管部課名	都市建設部都市建設課
内 容	足立区都市計画マスタープラン改定調査業務委託プロポーザル選定委員会における審査の結果、以下の事業者を契約の相手方として特定したので報告する。 1 足立区都市計画マスタープランとは (1) 目的 足立区都市計画マスタープランとは、区の30年後を見据えたまちづくりの方針であり、都市計画の前提となる土地利用・都市構造・都市施設整備などの考え方を明らかにした計画である。 (2) 計画期間 ア 現行計画は、平成29年度から令和8年度までの10年間 イ 改定計画は、令和9年度から令和19年度までの10年間 (3) 位置づけ

2 業務名

足立区都市計画マスタープラン改定調査業務委託

3 業務内容（令和7～8年度債務）

- （1）足立区の都市計画に関する実態の把握（現計画の進捗確認・評価）
- （2）足立区の都市計画やまちづくりに関する意向等把握
- （3）現都市計画マスタープランの施策の成果や実績、課題の把握
- （4）成果指標の検討
- （5）新たな都市計画マスタープランの作成
- （6）都市計画審議会や検討委員会等の運営支援

4 特定した相手方

- （1）事業者名 株式会社 地域計画連合
(代表者 代表取締役 江田 隆三)
- （2）所在地 東京都豊島区北大塚二丁目24番5号
ステーションフロントタワー2階

5 申込事業者数

2事業者

6 提案価格

34,694,000円（税込）

7 業務期間

令和7年4月中旬～令和9年3月23日（予定）

8 特筆すべき提案概要、評価した理由・ポイント

- （1）区の現状や課題の把握が的確であり、それに対する分析や解決するための提案内容が充実していた。
- （2）複数データの組み合わせにより、土地利用や都市構造の検討を行うなど、客観的な視点で計画を作成することが期待できる。
- （3）提案内容が具体的に示され、また工程が明確であったため、より業務の実現性が感じられた。

9 特定までの経緯

- （1）公募期間
令和6年11月15日～令和6年11月27日

(2) 選定委員会

ア 委員会開催状況

	開催日	内容	審査事業者数
第1回	令和6年11月1日	選定方法や評価項目等の確認	—
第2回	令和7年1月14日	第一次選考(参加表明書の審査、評価)	2事業者
第3回	令和7年3月7日	第二次選考(提案書、プレゼンテーション、質疑対応等の審査、評価)	2事業者

イ 委員構成(計5名)

種別	氏名	役職等
学識経験者	山村 崇 【委員長】	東京都立大学都市環境学部准教授 (専門 都市計画)
学識経験者	高田 和幸	東京電機大学理工学部教授 (専門 交通計画)
区民	青田 明子	足立区都市計画審議会委員
区職員	真鍋 兼	都市建設部長
区職員	上野 衣知子	中部地区まちづくり担当課長

ウ 審査項目及び審査結果(別紙 P5 参照)

(ア) 提案書提出者選定結果(第一次)

参加表明書を審査し、2事業者を選定した。

(イ) 提案書特定結果(第二次)

提案書、プレゼンテーション、質疑対応等を評価し、1事業者を特定した。

10 その他

(1) 令和7年3月中 特定事業者との業務内容精査

(2) 令和7年4月中旬 契約(予定)

(ア) 提案書提出者選定結果（第一次）

評価項目	評価の視点	配点	A	B
経営状況	経営基盤が安定しているか、経営状態は良好か	20	12	20
専門性	コンサルティング能力に優れているか	10	10	10
業務遂行能力	業務遂行体制は妥当か	20	17.6	13.8
専任性	当該業務に専任できる時間は十分にあるか	20	14.4	13.6
業務執行技術	当該業務を執行するために必要な知識・経験を有しているか	10	9.2	7.2
企業の方針	当該業務への理解度、取り組みに対する意欲・能力はあるか	20	16.8	12.8
合計		100	80	77.4

(イ) 提案書特定結果（第二次）

評価項目	評価の視点	配点	A	(株)地域計画連合
業務理解度	業務の理解度は十分か	30	22.4	21.6
提案内容の的確性	業務の実施手順は妥当か	5	4.2	4
	内容は具体的で量も妥当か	15	12.2	11.4
	内容に独創性がみられるか	10	7.6	7.2
	内容は実現性があり、妥当なものか	15	10.8	12
費用対効果	コストは妥当か	5	3	4
プレゼンテーション及びヒアリング	プレゼンテーションは論理的で説得力があるか	5	3.4	4
	質問に対する確かつ明快に答えられているか	5	3.8	4.2
	資料作成力が十分に備わっているか	10	7.2	8
合計		100	74.6	76.4

建設委員会報告資料

令和7年4月16日

件名	バリアフリー地区別計画（竹の塚周辺地区編）の策定について
所管部課名	都市建設部ユニバーサルデザイン担当課 都市建設部都市建設課
内容	バリアフリー地区別計画（竹の塚周辺地区編）について、以下のとおり令和8年度末の策定に向けて検討を始めるので報告する。 1 バリアフリー地区別計画（竹の塚周辺地区編）の策定必要性 （1）上位計画について エリアデザイン計画や地区まちづくり計画の作成が進み、まちづくりの方向性がある程度定まることから、「まちの面的・一体的なバリアフリー化」の計画を策定する最適な時期となる。 （2）駅前広場整備や施設の再編等について 地区別計画は、バリアフリー整備の具体の事業を位置付ける必要があることから、より効果的なまちのバリアフリーにつなげていく。 （3）竹の塚や六月地域における歩行空間ネットワークについて 利用者、住民などが移動しやすい環境整備に向けて、バリアフリー協議会やまち歩き点検等を実施しながら、計画的な整備を推進する。 2 バリアフリー地区別計画（竹の塚周辺地区編）の検討方向性 （1）竹ノ塚駅を中心とした徒歩圏（エリアデザイン計画や地区まちづくり計画等を考慮した区域）を検討区域とし、上位計画の策定状況に合わせた計画とする。 （2）地区内の公共交通施設や駅前広場、公共公益施設、それらを結ぶ道路等を含む区域とする。 （3）町丁界、幹線道路等を考慮する。 3 計画策定に要する期間について 以下の理由により、2年程度要する見込みである。 （1）地区まちづくり計画など、関連所管の事業や各計画との整合性を不十分なまま策定することがないよう、1年以上の調整期間を要する見込みのため。 （2）まち歩き点検の実施エリア・回数の増加や、真夏を避けた秋季または春季の実施等を検討するため。

4 検討スケジュールについて

	令和7年度（四半期）				令和8年度（四半期）			
	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4
関連計画調査 ・ 所管調整	(地区まちづくり計画やエリアデザイン など関連計画や事業を調査) →				(関連計画・事業の動向により所管調整)→			
まち歩き点検		準備 →	①各自点検 → ②一斉点検 まとめ ● ● →					
事業者等との ヒアリング・調整	ヒアリング・打合せ（随時） → まち歩きを 踏まえて対応→				パブコメ前 事業者調整 →	パブコメを 踏まえて調整 →		
パブコメ実施 ・ 計画策定			計画の方向性 （素案） の作成 →		素案の 確定 →	パブコメ 実施 →	案の 確定 →	計画策定 →

建設委員会報告資料

令和7年4月16日

件 名	住宅市街地総合整備事業（西新井駅西口周辺地区、千住大川端地区）の事後評価について
所管部課名	都市建設部中部地区まちづくり担当課 千住地区まちづくり担当部千住地区まちづくり担当課 都市建設部まちづくり課
内 容	密集市街地整備や工場跡地等を活用して面的に整備を進める「住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）」において、国からの交付金を活用するために策定した「社会資本総合整備計画」の第三期が令和6年度末で終了した。 そのため、国土交通省制定の「社会資本整備総合交付金交付要綱」に則り、事後評価書を作成したので以下のとおり報告する。 1 第三期計画の事後評価書について (1) パブリックコメントについて ア 実施期間 令和6年12月26日(木)～令和7年1月24日(金) イ 提出者数 2件(個人2名) ウ 意見と区の考え方(別紙1 P9～12参照) (2) 事後評価委員会での主な質問・意見 Q1：社会資本整備総合交付金の活用目的として交通の安全の確保があるので、道路整備による移動距離の短縮ということだけでなく、整備後も引き続き状況を確認していくべきである。 A1：関係所管課とも連携して対応していきたい。 Q2：令和6年度に新たに計画された成果目標3（交通広場の歩道の歩きやすさ）、成果目標4（公園と道路の整備状況）（詳細は別紙2 P13参照）は、最初から達成できないことが分かっていたながら成果指標を設定しなくてはならなかったのか。 A2：計画期間の途中からでも交付金を使えるように整備計画に位置付け成果目標も設定している。必ずしも5年で事業が完了するわけではないので、第四期に改めて成果目標を設定することになる。 (3) 事後評価書への反映について 上記(1)(2)を実施した結果、事後評価書(別紙2 P13～14参照)の変更はなし。 (4) パブリックコメント及び事後評価書の公開について 事後評価書の策定後に足立区ホームページにおいて公表する。

＜パブリックコメントの募集についての案内＞

以下の案件について、区民の皆さんからのご意見を受け付けています

1 案件の名称

社会資本総合整備計画 事後評価書（素案）

2 公表資料

【施策等の案】

- ・社会資本総合整備計画 事後評価書（素案）
- ・社会資本総合整備計画 事後評価書（素案）説明資料



3 公表方法及び公表場所

- (1) 区のホームページへの掲載
- (2) 都市建設部まちづくり課（区役所本庁舎南館4階）での閲覧及び配布
- (3) 区民事務所、中央図書館、区政情報課（区役所本庁舎中央館2階）、政策経営課（区役所本庁舎南館9階）での配布

4 意見の募集方法

(1) 意見の募集期間

令和6年12月26日（木）～ 令和7年1月24日（金）

(2) 意見を提出できる人

- ア 本区に居住、勤務又は在学する方
- イ 本区に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体
- ウ 施策等の案に直接的な利害関係を有する方

(3) 意見の提出方法

以下のア～エのいずれかの方法により下記「お問合せ先」までご提出ください。いただいたご意見は「全文（足立区が文字起こししたもの）」を公表させていただきます。

- ア 窓口への持参（庁舎開庁日の午前8時30分から午後5時までに持参ください）
- イ 郵送（募集期間末日までの消印のものを有効とします）
- ウ ファクシミリ
- エ 意見受付フォーム（オンライン申請システム）への入力
➡この案件に関する区ホームページの「意見受付フォーム」ボタンからリンク

※ 「全文」の公表を希望されない方は、ご意見の最初に「全文公表希望なし」のように追加記入いただくなどの方法によりお申し出ください。この場合は、ご意見の「全文」ではなく「概要」のみ公表させていただきます。

※ 上記によらず、個人を識別できる情報や、第三者の権利利益を害するおそれがある情報などの場合はご意見の全部又は一部を削除させていただくことがあります。

(4) 意見の提出様式

- ・ 様式の指定はありません（様式自由）。
- ・ 「(2) 意見を提出できる人」の要件を確認するため、住所及び氏名又は名称（法人や団体の場合は代表者名も明記）は必ず記載してください。記載がないとパブリックコメントとして受け付けることができません。
- ・ 題名に“パブリックコメント「社会資本総合整備計画 事後評価書（素案）」への意見”とご記入ください。
※ 意見を提出された方の住所・氏名・名称・代表者名は公表しません。

5 意見募集の趣旨

足立区では、区内に点在する大規模な工場跡地において良質な住宅の供給を誘導し、まちの活力源となる新たな居住者の流入を促すため、社会資本整備総合交付金交付要綱第8第1項に規定する社会資本総合整備計画（計画名称「足立区において地域特性に応じた都市・まちを計画的につくる」）を平成22年度から5年毎に策定し、道路や公園等の社会資本の整備その他取り組みについて、交付金の交付を受けております。

令和6年度は、令和2年度からの計画の最終年度であるため、「社会資本整備総合交付金要綱」に基づき、実現状況等について評価（事後評価）を行います。

実施に当たり、評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、第三者のご意見をお伺いしたく、「社会資本総合整備計画 事後評価書（素案）」について、意見募集を行います。

6 意見の全文、概要及び区の考え方の公表予定時期 公表予定時期【令和7年1月末頃】

- ・ いただいたご意見は、ご意見の「全文」と「概要」、それに対する区の考え方などをとりまとめた上で、担当課窓口にて閲覧及び配布を行うとともに、区のホームページでお知らせする予定です。
- ・ なお、いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

【施策等の案についてのお問合せ先（意見の提出先）】

足立区都市建設部まちづくり課中部地区係

住所：〒120-8510 足立区中央本町1-1 7-1（区役所本庁舎南館4階）

電話：03(3880)5346 F A X：03(3880)5605

電子メール：senju-machi@city.adachi.tokyo.jp

【パブリックコメント制度全般についてのお問合せ先】

足立区政策経営部政策経営課（区役所本庁舎南館9階）

電話：03(3880)5811 F A X：03(3880)5610

電子メール：seisaku@city.adachi.tokyo.jp

「社会資本総合整備計画事後評価書（素案）」

のパブリックコメントの実施結果

1 実施期間

令和6年12月26日（木）～令和7年1月24日（金）

2 意見提出数

2件

3 意見の内容

- ・ 千住大川端地区住宅市街地総合整備事業の住民意見反映について 1件
- ・ 足立区での大規模マンション整備について 1件

4 意見に対する区の考え方

裏面参照

5 計画への意見反映について

計画の変更を要する意見はありませんでした。

パブリックコメントの意見に対する区の考え方について

	提出された意見	区の考え方
1	千住大川端地区住宅市街地総合整備事業では、官民連携が必ずしもうまくいっておらず、周辺住民意見が反映していない。そのため、効果が次年度に発現としているが不明である。計画や住民意見反映度の公表が必要である。	千住大川端地区では、拠点地区（A工区）の開発計画の具体化にあわせて、道路、公園の整備は、次期計画に位置づけており、整備効果は「次年度」ではなく、「次期計画以降」に発現される見込みとなります。 社会資本総合整備計画において、住民意見反映度の項目は「計画の成果目標」に設けておりませんが、開発計画を進めるにあたっては、開発事業者との連携を密にした上で、地域の皆様の声を反映できるよう、ご意見をお伺いしながら検討を進めてまいります。
2	日本でみると人口減少しているのに、住宅整備、大規模マンションを建てたことは未来の足立区にとってプラスなのではないでしょうか。目先の利益ばかりでこの先 50 年 100 年を考えるなら、地域のつながりを作るまちづくりを市民と共に考えてほしいです。	足立区では、大規模工場の跡地等の土地利用転換にあわせて、居住環境やまちの利便性、防災性の向上を図るため、国の交付金が活用できる住宅市街地総合整備事業を実施し、良好な都市型住宅の建設とともに道路や公園などの公共施設の整備を進めています。 今後も事業の推進が必要な地区があるため、お住まいの皆さんと共に、将来にわたり、地域のつながりが育まれるまちづくりに取り組んでまいります。

社会資本総合整備計画 事後評価書

別紙 2

計画の名称	第三期足立区において地域特性に応じた都市・まちを計画的につくる								重点配分対象の該当			—			
計画の期間	令和02年度～令和06年度（5年間）						交付対象		足立区						
計画の目標	区内に点在する大規模な工場等跡地において良質な住宅の供給を誘導し、まちの活力源となる新たな居住者の流入を促す。併せて幹線道路及び区画道路整備を行い、まちの公共交通網を強化することで、良好な住宅市街地の形成を図る。														
計画の成果目標(定量的指標)		【成果目標1】 (R2当初～R6末) 現状の関原・梅田地区は、東西方向の幹線道路網が形成されておらず、東西の行き来が困難である。補助第138号線を整備し、都道補助第100号線～国道4号を繋ぎ、東西方向の交通ネットワークを構築することで、利便性の向上を図る。 (対象地区:西新井駅西口周辺地区、対象施設:補助第138号線その2工区) 【成果目標2】 (R2当初～R6末) 現状、西新井駅前から国道4号を繋ぐ主要生活道路網が形成されておらず、西新井駅の南側は密集市街地が形成されている。主要区画道路②を整備し、西新井駅～補助第138号線を繋ぎ、交通ネットワークを構築することで、利便性の向上を図る。 (対象地区:西新井駅西口周辺地区、対象施設:主要区画道路②Ⅱ区間) 【成果目標3】 (R5末～R6末) 西新井駅西口交通広場は、(1)交通広場内にバス停が集約されていない、(2)バス利用者の待機列により一時的に歩道の空間が満足に確保出来ていないという課題がある。車道および歩道を拡幅し、これらの課題を解決することで、利便性の向上を図る。 (対象地区:西新井駅西口周辺地区、対象施設:区画街路第9号線交通広場) 【成果目標4】 (R5末～R6末) 千住大川端地区については、関屋公園、地区幹線道路及び区画道路の整備を計画しているため、公園整備率及び道路整備率を指標として次期整備計画以降に効果が発現される。 (対象地区:千住大川端地区、対象施設:関屋公園、地区幹線道路、区画道路)													
定量的指標の定義及び算定式		定量的指標の現況値及び目標値									備考				
		当初現況値			中間目標値		最終目標値								
【成果目標1】 (R2当初～R6末)		補助第138号線を通行した都道補助第100号線～国道4号への自動車での移動距離 (移動距離)=(整備前)－(整備後との相違距離) ※(移動距離)とは整備後の移動距離1,700mのこと（整備前）とは整備前の移動距離2,100mのこと (整備後との相違距離)とは整備前から短縮された400mのこと						2,100m		—		1,700m		【成果目標3】 歩行者サービス水準の区分(大規模開発地区関連交通計画マニュアルに基づく) 水準A:自由歩行 ～27人 水準B:やや制約 27～51人 水準C:やや困難 51～71人 水準D:困難 71～87人 水準E:ほとんど不可能 87～100人 【成果目標4】 千住大川端地区は、第四期整備計画以降に整備効果が発現される。	
【成果目標2】 (R2当初～R6末)		主要区画道路②を通行した西新井駅西口～国道4号への自動車での移動距離 (移動距離)=(整備前)－(整備後との相違距離) ※(移動距離)とは整備後の移動距離1,900mのこと（整備前）とは整備前の移動距離3,600mのこと (整備後との相違距離)とは整備前から短縮された1,700mのこと						3,600m		—		1,900m			
【成果目標3】 (R5末～R6末)		交通広場の歩道における歩行者サービス水準 歩行者サービス水準(人／m分)＝歩行者交通量(人／時)÷歩道幅員(m)÷60(分／時)						32人/m分 水準B		—		12人/m分 水準A			
【成果目標4】 (R5末～R6末)		公園整備率、道路整備率 (公園整備率)＝(整備された公園の面積)／(公園整備の計画面積) (道路整備率)＝(整備された地区幹線道路及び区画道路の延長)／(地区幹線道路及び区画道路の計画延長)						—		—		—			
全体事業費	合計 (A+B+C+D)	163 百万円	A	163 百万円	B	0 百万円	C	0 百万円	D	0 百万円	効果促進事業の割合 C／(A+B+C+D)	0.0%			
事後評価															
○事後評価の実施体制、実施時期															
事後評価の実施体制		足立区社会資本総合整備計画 事後評価委員会 令和6年12月3日 第1回委員会開催(現地視察も実施) 令和6年12月26日～令和7年1月24日 事後評価書(素案)のパブリックコメントの実施 令和7年2月25日 第2回委員会開催 令和7年3月 事後評価書の決定 令和7年4月 区議会への報告、区ホームページで公表						事後評価の実施時期		令和06年度					
								公表の方法		インターネット(足立区公式ホームページ)					
1. 交付対象事業の進捗状況															
交付対象事業															
A 基幹事業															
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)※	備考
A16-001	住宅	一般	足立区	直接	区	西新井駅西口周辺地区住宅市街地総合整備事業	拠点地区の整備(約94.3ha)	足立区	■	■	■	■	■	184	※交付執行額ベース
A16-002	住宅	一般	足立区	直接	区	千住大川端地区住宅市街地総合整備事業	調査地区(約47.3ha)	足立区					■	2	〃
合計														186	〃
B 関連社会資本整備事業(該当なし)															
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	備考
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
C 効果促進事業(該当なし)															
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	備考
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
D 社会資本整備円滑化地籍整備事業(該当なし)															
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	備考
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

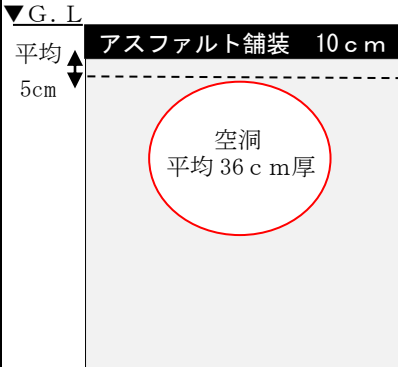
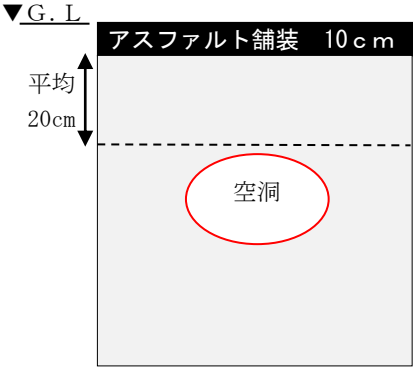
2. 事業効果の発現状況、目標値の達成状況						
Ⅰ 定量的指標に関連する交付対象事業の効果の発現状況			【成果目標1】 (R2当初～R6末)	西新井駅西口周辺地区では、関連公共施設の整備を順次進めており、これまでに都市計画道路補助第138号線その1工区、その3工区は開通し、今期の交付対象事業として補助第138号線その2工区の整備を進めている。令和6年度末に整備工事が完了する予定で、開通後は補助第138号線を通行した都道補助第100号線～国道4号への自動車での移動距離が2,100mから1,700mに短縮され、最終目標が達成される見込みである。		
			【成果目標2】 (R2当初～R6末)	西新井駅西口周辺地区では、これまでに主要区画道路②のⅠ・Ⅲ・Ⅳ区間が開通し、残る密集市街地内を通るⅡ区間の整備を今期の交付対象事業として進めた。令和3年3月に全区間が開通し、主要区画道路②を通行した西新井駅西口～国道4号への自動車での移動距離が約3,600mから約1,900mとなり、最終目標が達成された。		
			【成果目標3】 (R5末～R6末)	西新井駅西口駅前の区画街路第9号線交通広場については、令和4年4月に事業認可を取得し、令和6年度に交付対象事業として用地買収に着手した。令和12年度に事業が完了する予定で、交通広場の歩道における歩行者サービス水準の改善効果は、次期計画以降において発現する見込みである。		
			【成果目標4】 (R5末～R6末)	千住大川端地区は、拠点地区(A工区)の開発計画が具体化し、令和6年度に交付対象事業として調査費を追加した。地区幹線道路、区画道路、関屋公園の整備は、次期計画に位置付け実施予定であり、これらの整備効果は次期計画以降において発現する見込みである。		
Ⅱ 定量的指標の達成状況	補助第138号線その2工区を整備し、都道補助第100号線から国道4号を繋ぐ東西方向の幹線道路ネットワークの構築による利便性の向上	◇補助第138号線を通行した都道補助第100号線～国道4号への自動車での移動距離	当初現況値	2,100m	目標値と実績値に差が出た要因	令和6年度末に工事が完了予定である。
			最終目標値	1,700m		
			最終実績値	1,700m(達成見込み)		
	主要区画道路②Ⅱ区間を整備し、西新井駅～補助第138号線～国道4号を繋ぐ交通ネットワークを構築し利便性の向上を図る。	◇主要区画道路②を通行した西新井駅西口～国道4号への自動車での移動距離	当初現況値	3,600m	目標値と実績値に差が出た要因	令和3年3月に開通し最終目標が達成された。
			最終目標値	1,900m		
			最終実績値	1,900m(達成)		
	西新井駅西口交通広場の車道および歩道拡幅により、交通広場内にバス停を集約するとともに歩道空間を十分に確保し、利便性の向上を図る。	◇交通広場の歩道における歩行者サービス水準	当初現況値	32人/m分 水準B	目標値と実績値に差が出た要因	令和12年度の完成予定であり、次期計画以降に整備効果が発現する見込みであるため。
			最終目標値	12人/m分 水準A		
			最終実績値	32人/m分 水準B		
	千住大川端地区の関屋公園、地区幹線道路及び区画道路を整備し、利便性を向上させ、安心・安全なまちとする。	◇公園整備率、道路整備率など	当初現況値	—	目標値と実績値に差が出た要因	次期計画で整備効果が発現する見込みとしている。
			最終目標値	—		
			最終実績値	—		
Ⅲ 定量的指標以外の交付対象事業の効果の発現状況(必要に応じて記述)			(西新井駅西口周辺地区)			
			●補助第138号線その2工区 新たに整備される都市計画道路(幅員16m×延長280m)は防災上有効な空地ともなり、木造密集市街地の関原・梅田地区における不燃領域率の向上に寄与する。			
			●主要区画道路②Ⅱ区間 当該区間が、西新井駅東口方面からの既存道路と繋がったことで、交通利便性が向上した。			
			●西新井駅西口交通広場 令和4年4月に交通広場が事業認可された後、交通広場周辺30m区域の用途地域等や地区計画が変更され、新しいルールに基づくまちづくりが進められている。 また、西口南地区市街地再開発事業準備組合も設立された。			
3. 特記事項(今後の方針等)						
○ 西新井駅西口交通広場の整備を進め、交通機能の集約と利便性及び歩行者サービス水準の向上を目指していく。 ○ 西新井駅西口周辺地区の木造密集市街地の防災性向上にも寄与する都市計画道路区画街路8号線(関原区間)の事業化を目指していく。 ○ 千住大川端地区の拠点地区(A工区)の関屋公園、地区幹線道路及び区画道路の整備を民間事業者と連携して推進し、「緑と水辺の魅力にあふれ、多様な世代が集う安全で安心なまち」の実現を目指していく。						

建設委員会報告資料

令和7年4月16日

件名	令和6年度路面下空洞化調査の結果について																																						
所管部課名	道路公園整備室道路維持課																																						
内容	令和6年度に実施した路面下空洞化調査の結果を、以下のとおり報告する。 1 調査箇所 <table><tr><th>調査年度</th><th>調査箇所</th><th>調査路線延長</th></tr><tr><td>令和6年度 (今回調査)</td><td>古い下水道管（破損しやすい陶器製の管）が多い地域（千住・宮城・小台・新田）</td><td>当初 53 km 実測 60 km</td></tr><tr><td>令和7年度 (予定)</td><td>西部地区の都市計画道路・バス路線・緊急輸送道路</td><td>約 47km</td></tr><tr><td>令和8年度 (予定)</td><td>東部地区の都市計画道路・バス路線・緊急輸送道路</td><td>約 57km</td></tr></table> 2 令和6年度調査の結果及び対応状況（別紙 P17～21参照） <table><tr><th>空洞の区分</th><th>空洞数</th><th>割合</th><th>対応状況</th></tr><tr><td>早急に対応が必要 【Ⅰランク】</td><td>23 箇所</td><td>14%</td><td>全て補修済</td></tr><tr><td>陥没リスクがやや高い 【Ⅱランク】</td><td>31 箇所</td><td>18%</td><td>順次対応 (令和7年度中に区とライフライン事業者が順次補修)</td></tr><tr><td>陥没リスクが低い 【Ⅲランク】</td><td>116 箇所</td><td>68%</td><td>今後対応予定 (令和8年度中に区とライフライン事業者が計画的に対応)</td></tr></table> ※ 以下、陥没危険リスク判断基準 <table><tr><th>陥没危険度</th><th>考え方</th></tr><tr><td>Ⅰランク</td><td>陥没の危険性が高いと考えられ、迅速な対応が必要。</td></tr><tr><td>Ⅱランク</td><td>陥没の危険性がやや高いと考えられ、極力早い対応が必要。</td></tr><tr><td>Ⅲランク</td><td>直ぐに陥没する可能性は低いと考えられるが順次補修の必要有。</td></tr></table>			調査年度	調査箇所	調査路線延長	令和6年度 (今回調査)	古い下水道管（破損しやすい陶器製の管）が多い地域（千住・宮城・小台・新田）	当初 53 km 実測 60 km	令和7年度 (予定)	西部地区の都市計画道路・バス路線・緊急輸送道路	約 47km	令和8年度 (予定)	東部地区の都市計画道路・バス路線・緊急輸送道路	約 57km	空洞の区分	空洞数	割合	対応状況	早急に対応が必要 【Ⅰランク】	23 箇所	14%	全て補修済	陥没リスクがやや高い 【Ⅱランク】	31 箇所	18%	順次対応 (令和7年度中に区とライフライン事業者が順次補修)	陥没リスクが低い 【Ⅲランク】	116 箇所	68%	今後対応予定 (令和8年度中に区とライフライン事業者が計画的に対応)	陥没危険度	考え方	Ⅰランク	陥没の危険性が高いと考えられ、迅速な対応が必要。	Ⅱランク	陥没の危険性がやや高いと考えられ、極力早い対応が必要。	Ⅲランク	直ぐに陥没する可能性は低いと考えられるが順次補修の必要有。
調査年度	調査箇所	調査路線延長																																					
令和6年度 (今回調査)	古い下水道管（破損しやすい陶器製の管）が多い地域（千住・宮城・小台・新田）	当初 53 km 実測 60 km																																					
令和7年度 (予定)	西部地区の都市計画道路・バス路線・緊急輸送道路	約 47km																																					
令和8年度 (予定)	東部地区の都市計画道路・バス路線・緊急輸送道路	約 57km																																					
空洞の区分	空洞数	割合	対応状況																																				
早急に対応が必要 【Ⅰランク】	23 箇所	14%	全て補修済																																				
陥没リスクがやや高い 【Ⅱランク】	31 箇所	18%	順次対応 (令和7年度中に区とライフライン事業者が順次補修)																																				
陥没リスクが低い 【Ⅲランク】	116 箇所	68%	今後対応予定 (令和8年度中に区とライフライン事業者が計画的に対応)																																				
陥没危険度	考え方																																						
Ⅰランク	陥没の危険性が高いと考えられ、迅速な対応が必要。																																						
Ⅱランク	陥没の危険性がやや高いと考えられ、極力早い対応が必要。																																						
Ⅲランク	直ぐに陥没する可能性は低いと考えられるが順次補修の必要有。																																						

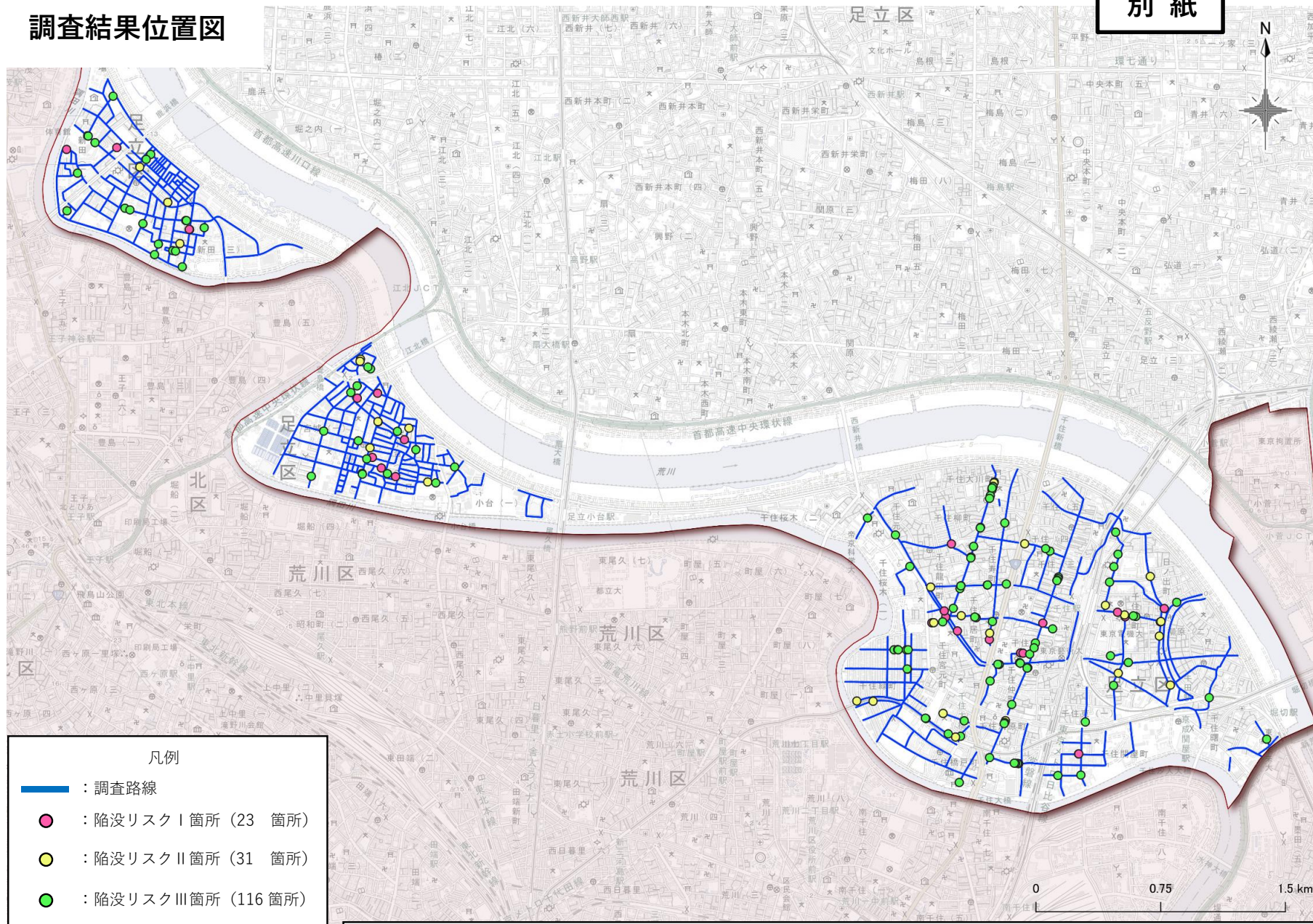
3 陥没危険度別の空洞のイメージ図等

陥没危険度 区分	早急に対応が必要な空洞 (Ⅰランク)	陥没リスクがやや高い及び 低い空洞 (Ⅱ、Ⅲランク)
空洞の概要	①アスファルト舗装面から比較的<u>浅い</u>位置の空洞 (平均 5 cm、0～20cm) ②比較的<u>大きな</u>空洞 (平均 36cm 厚) 	①アスファルト舗装面から比較的<u>深い</u>位置の空洞 (平均 20 cm、0～55cm) ②比較的<u>小さな</u>空洞 (平均 25cm 厚 Ⅱランク 平均 16cm 厚 Ⅲランク) 
現地写真		
空洞発生 の 主な理由	下水道管等の破損等	①マンホール周辺など、土を締固めにくい場所の地盤落ち込み等 ②地下水の流れによる土の移動等

4 今後の方針

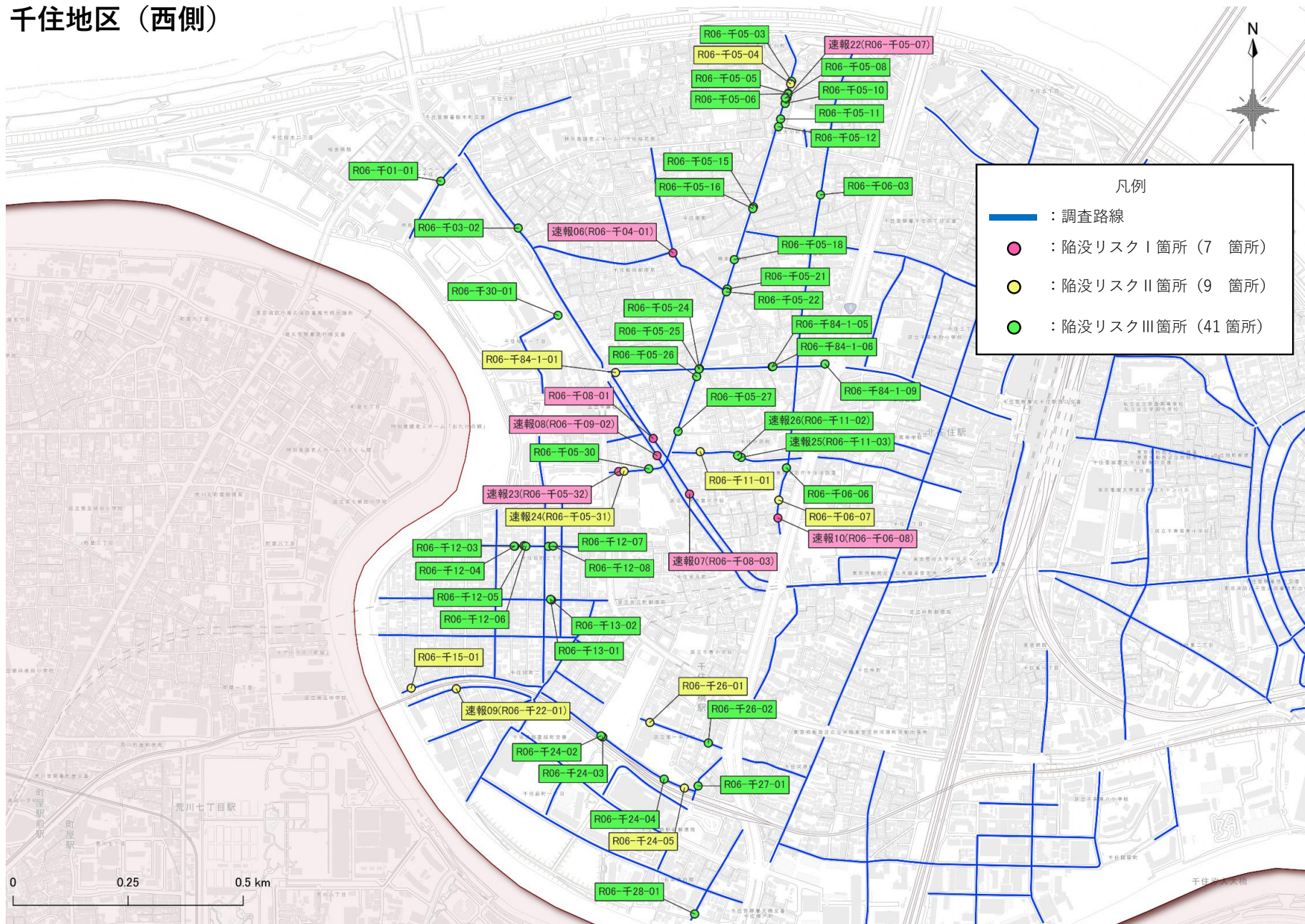
令和 7 年度以降の調査結果、対応状況についても引き続き議会報告していく。

調査結果位置図



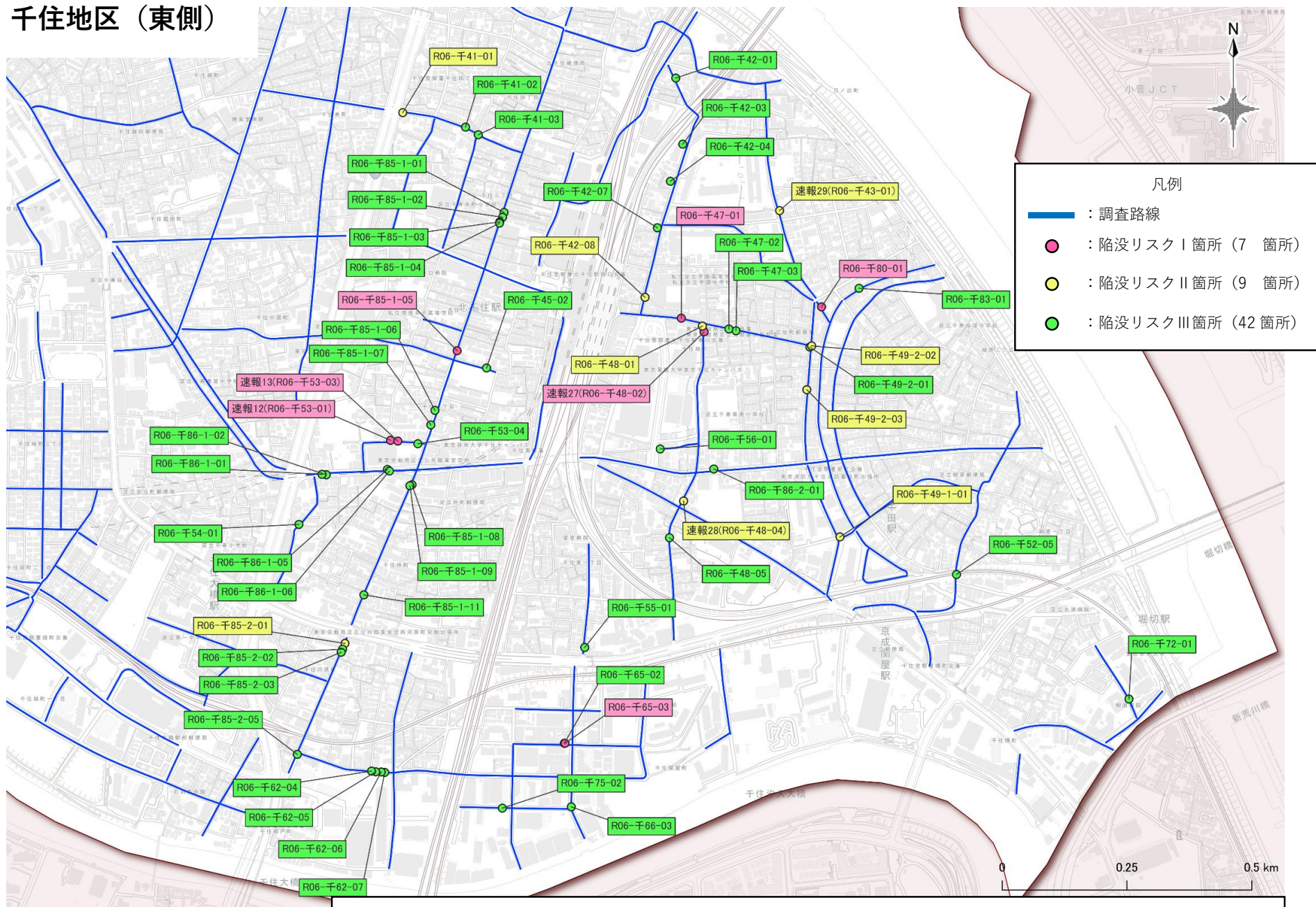
出 典：地理院タイル (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>) をもとに株式会社カナン・ジオリサーチ東京支店作成

千住地区（西側）

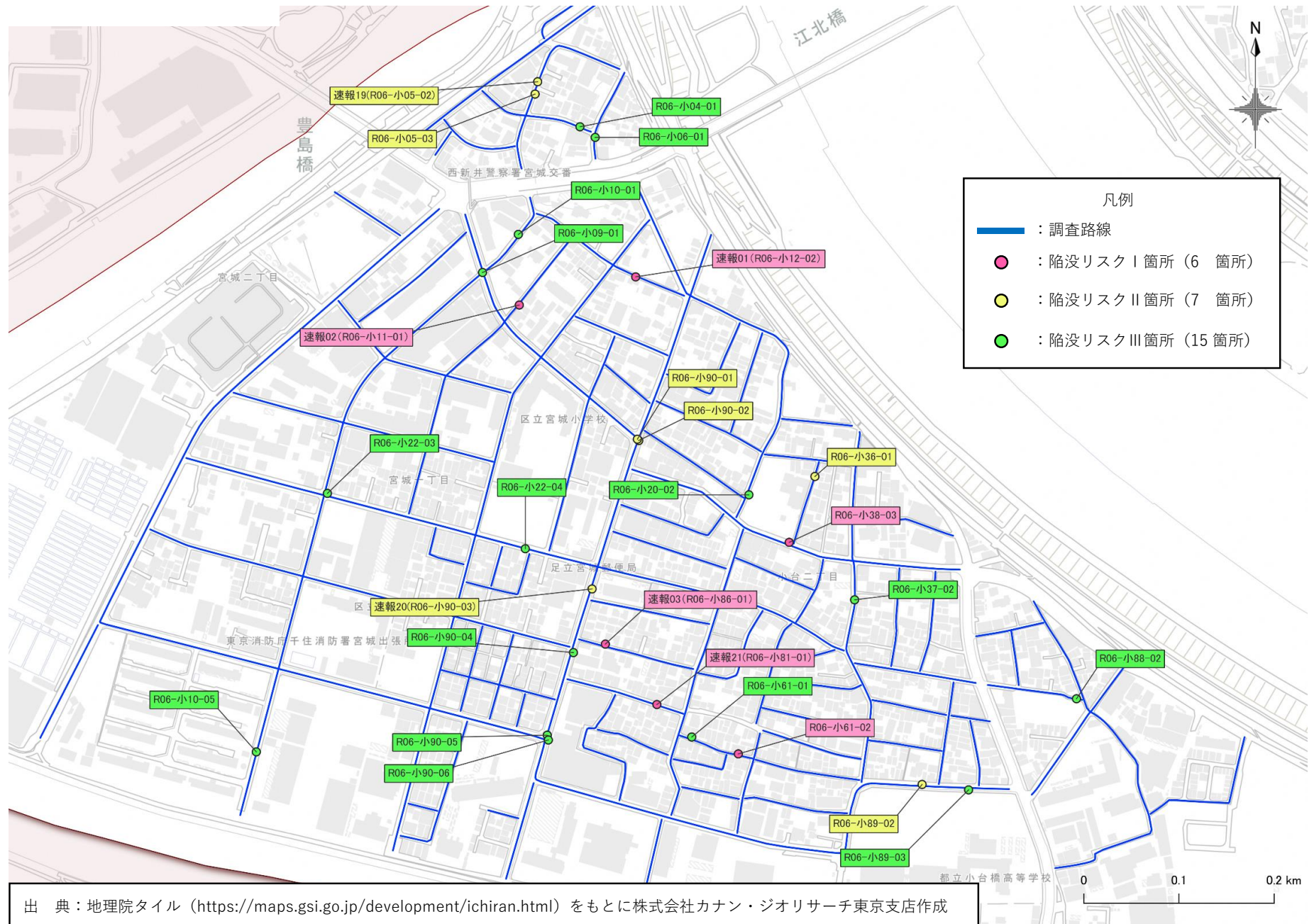


出 典：地理院タイル (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>) をもとに株式会社カナン・ジオリサーチ東京支店作成

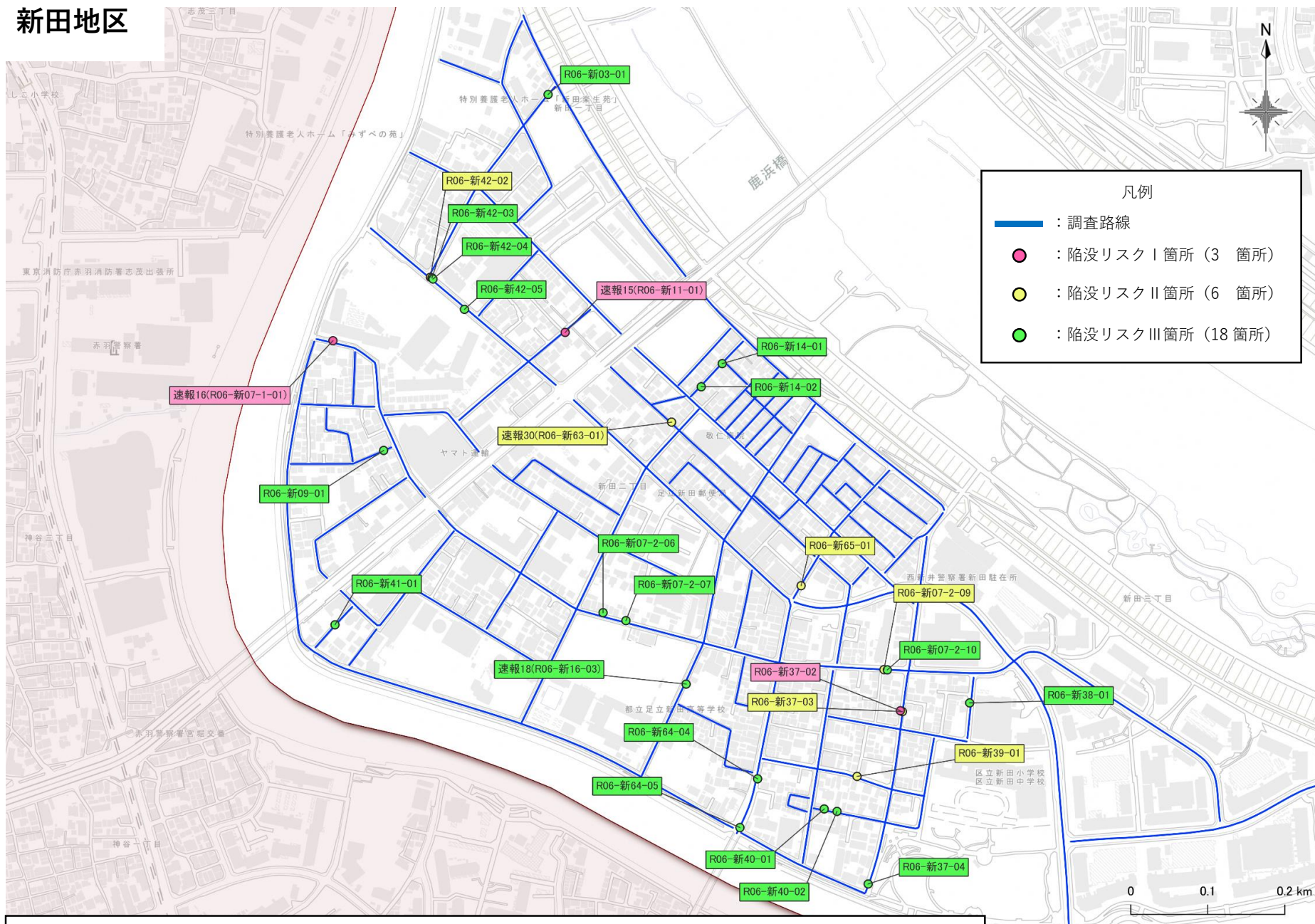
千住地区（東側）



小台、宮城地区



新田地区



建設委員会報告資料

令和7年4月16日

件 名	西新井駅東口バス停移設の検討について								
所管部課名	道路公園整備室道路維持課								
内 容	西新井駅東口のバス停移設、タクシー乗降所の設置検討について、以下のとおり報告する。 1 経緯 西新井駅東口駅前では、駅前交通広場がないため、バス、タクシー、一般車により混雑する時間帯がある。特に、駅前の横断歩道部については、歩行者の安全確保が求められている。 現状、駅前交通広場の計画がない中、短中期的に実施できる改善案を検討している。 2 現状の交通課題 別紙1のとおり P 2 3 参照 3 改善案（別紙2参照 P 2 4） 令和6年度に警察と協議し、別紙のとおり、改善案を検討している。 引き続き、警察と協議しつつ、バス・タクシー事業者から意見を聞きながら進めていく。 4 今後の予定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時 期</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年4月～6月</td><td>改善案の検討 (警察協議)</td></tr> <tr> <td>令和7年6月～3月</td><td>詳細設計委託 (バス・タクシー事業者協議)</td></tr> <tr> <td>令和8年4月以降</td><td>改修工事</td></tr> </tbody> </table>	時 期	内 容	令和7年4月～6月	改善案の検討 (警察協議)	令和7年6月～3月	詳細設計委託 (バス・タクシー事業者協議)	令和8年4月以降	改修工事
時 期	内 容								
令和7年4月～6月	改善案の検討 (警察協議)								
令和7年6月～3月	詳細設計委託 (バス・タクシー事業者協議)								
令和8年4月以降	改修工事								

現状の交通課題

別紙 1

課題② 一般車やタクシーの送迎、荷捌きによる駐停車が多いため、
見通しの悪いカーブでの危険な追い越しが発生している。

送迎 : ピーク 42台/時間 (延べ停車時間198分)

荷捌き : ピーク 16台/時間 (延べ停車時間186分)



課題③ 歩行者が多く、横断歩道付近の見通しが悪い。
・横断歩道の形状が特殊

イオン西新井店

第八矢野新ビル

ギャラクシティ方面

階段

課題① バス待ち客が歩道をふさいでいる。
・バス乗降所切り込み部の歩道が狭い 1.8m
・バスを待つ人 : ピーク 17人



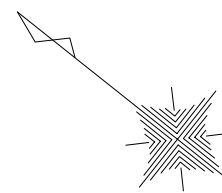
西新井駅東口

凡例

- 駐停車が多い箇所
- 反対車線への追い越しが発生している箇所
- ↔ 主要歩行者動線

改善策

別紙2



改善策① バス乗降所を移設する。
・バース数はバス会社と協議して検討していく



第八矢野
新ビル

ガララクシティ方面

改善策② バス乗降所から半径10mを駐停車禁止とする。
・路面標示で注意喚起
「バス出入り口付近につき駐停車禁止」など
・路上駐車への減による逆走防止

改善策④ 横断歩道を直線に再整備する。



イオン西新井店

改善策③ バス乗降所の切り込み機能を残し、一般車や
タクシーの送迎、荷捌きに利用する。
・切り込み部の拡大の検討は、令和7年度にタクシー
業者や荷捌き事業者等の意向を踏まえ検討していく

西新井駅東口

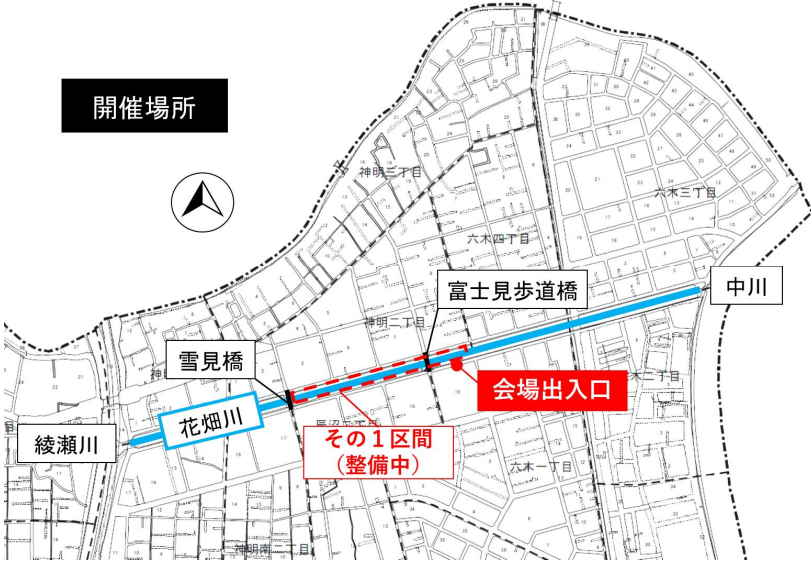
階段

凡例

-  バスベイ型に切り込む範囲
-  主要歩行者動線

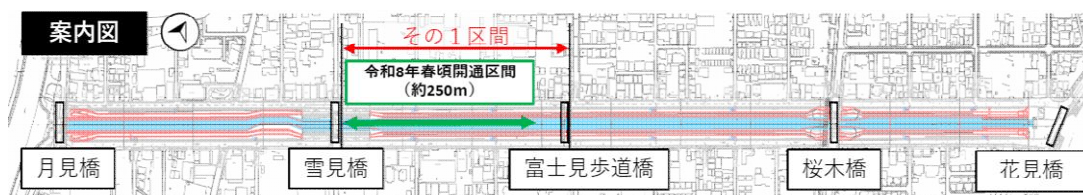
建設委員会報告資料

令和7年4月16日

件名	花畑川環境整備事業の取組み状況等について
所管部課名	道路公園整備室道路整備課 都市建設部都市建設課 道路公園整備室道路管理課 道路維持課 公園維持課 環境部生活環境保全課
内容	1 花畑川川底ウォークイベントの開催について 花畑川の近隣町会・自治会から、地域住民を巻き込んだイベントを開催してほしいと要望を受けている。工事現場内での開催ではあるが、安全に開催できる内容を検討した。 (1) 開催日時 令和7年6月1日(日) 午前10時～午後3時(予定) ※ 雨天の場合は6月8日(日)に延期する。以降の延期はなし。 (2) 開催場所  (3) 主な内容 別紙1参照 P28 (4) 周知方法 あだち広報(5月10日号)、区ホームページ、SNS、掲示板、回覧版、現場掲示

2 花畑川環境整備事業の今後のスケジュール（案）

時 期	内 容
令和 7 年夏頃	花畑川環境整備その 1 通水工事 着手
令和 7 年秋頃	花畑川環境整備その 1 散策路工事 完了
令和 8 年春頃	花畑川環境整備その 1 通水工事 完了 富士見歩道橋架け替え工事 着手
令和 10 年春頃	富士見歩道橋架け替え工事 完了 【その 1 区間 整備完了】



3 災害時における取水について

(1) 河川（別紙 2 参照 P 2 9）

河川の流水を占有しようとする者は、河川管理者から河川法の許可を受けなければならない。災害時における緊急取水への対応については、法令上の特別な規定はなく、河川管理者は、実際の被災の状況等を踏まえ、申請に対する処分の可否を慎重に判断することになる。

なお、河川の水質調査は、綾瀬川の内匠橋や圀川の小溜井をはじめ、11箇所で定期的実施しており、調査結果は、別紙 3（P 3 0～3 1 参照）のとおりである。

(2) 水路（別紙 2 P 2 9 参照）

地域防災計画の区内水路整備計画において、貯留施設等の水は、災害時に防火用水や生活雑用水として多目的に活用するため、安全性や安定した水量の確保が必要であるとしている。

(3) 消防水利（別紙 4 P 3 2 参照）

防火水槽や消火栓をはじめ、プールや河川、井戸なども含まれる。防火水槽等の設置場所は、東京消防庁マップや東京消防庁公式アプリから確認できる。

4 圀川耐震対策事業について

令和 3 年 1 2 月に策定された「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」を受け、圀川耐震対策事業に向け東京都建設局が設計中である。

現時点の設計状況について以下のとおり報告する。

(1) 耐震対策範囲

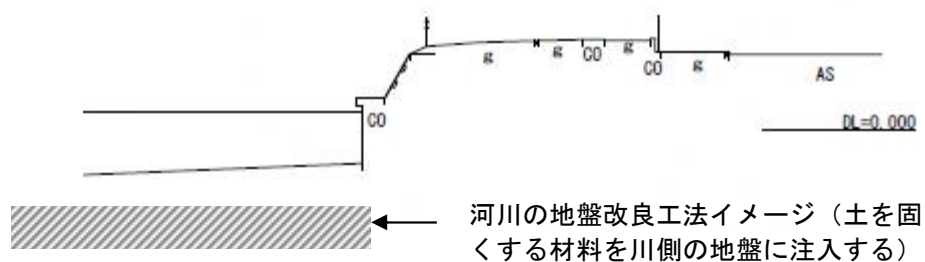
足立区側の護岸 2. 2 5 k m



(2) 耐震対策内容 (予定)

河床の地盤改良など (現在設計中のため、今後変更となる場合がある)。

垢川横断面図



(3) 耐震対策による効果

想定される最大級の地震に対して護岸や堤防の機能を確保できる。

(4) 今後の予定

令和8年度以降工事着手し、令和13年度に完了を目指す。

水のない 花畑川で遊ぼう！

ドローン
体験

ストーン
アート

川底
ウォーク

重機
乗車体験

6/1 日 10:00
15:00

※ 雨天の場合 8 日（日）に順延

場所

花畑川環境整備工事現場
(辰沼 2-16 ~ 神明 2-7 先)

- ※ 会場内に駐車場はないため、公共交通機関をご利用ください
- ※ 動きやすい服装・靴でお越しください
- ※ プログラムの内容は変更になる場合があります

予約
不要

くわしくは
コチラ

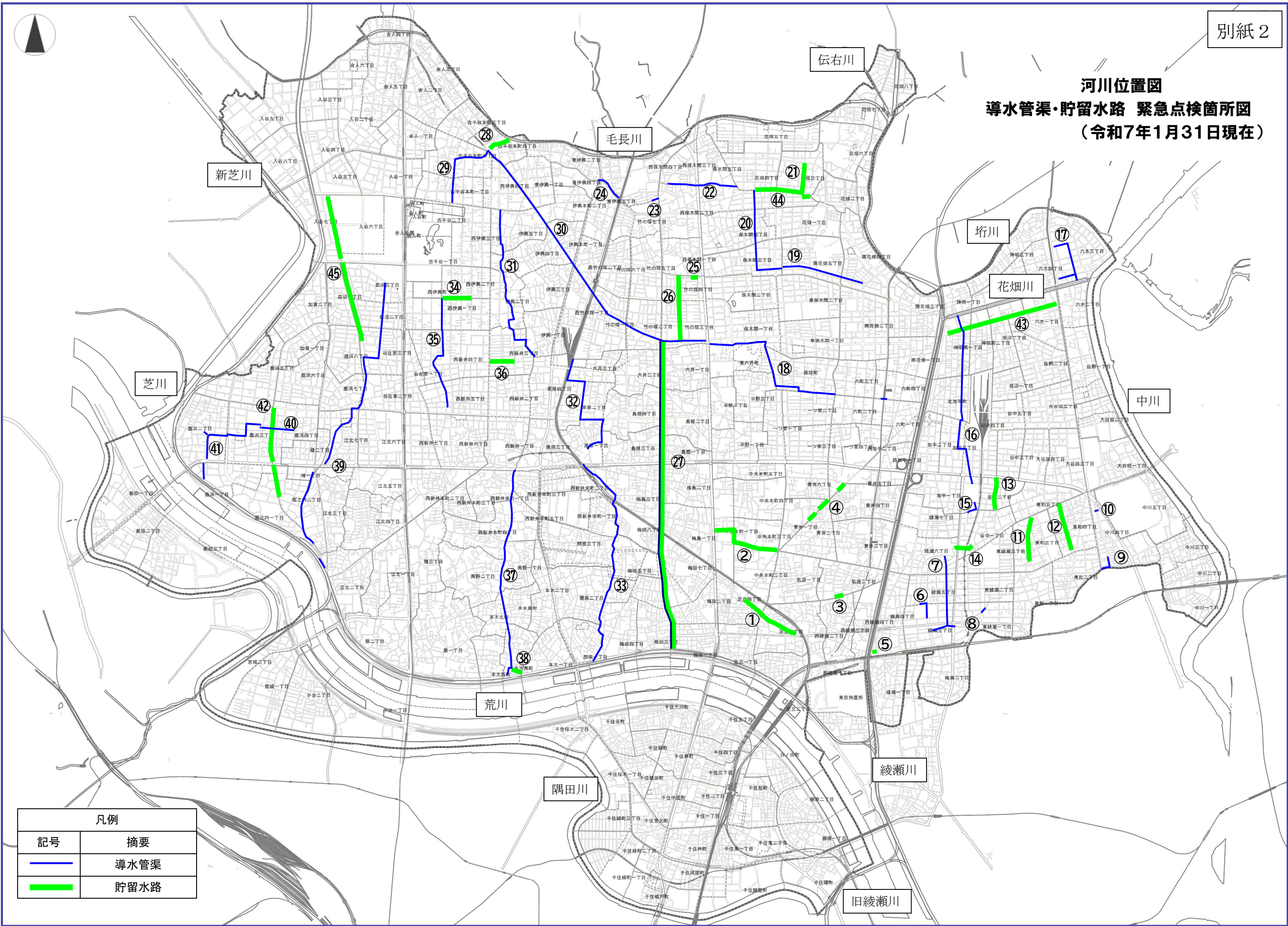


花畑川散策路完成イメージ
(令和 8 年頃予定)

お問合せ先

足立区 都市建設部 道路整備課 整備第二係 ☎ 03-3880-5925 FAX 03-3880-5619

河川位置図
導水管渠・貯留水路 緊急点検箇所図
(令和7年1月31日現在)



凡例	
記号	摘要
—	導水管渠
—	貯留水路

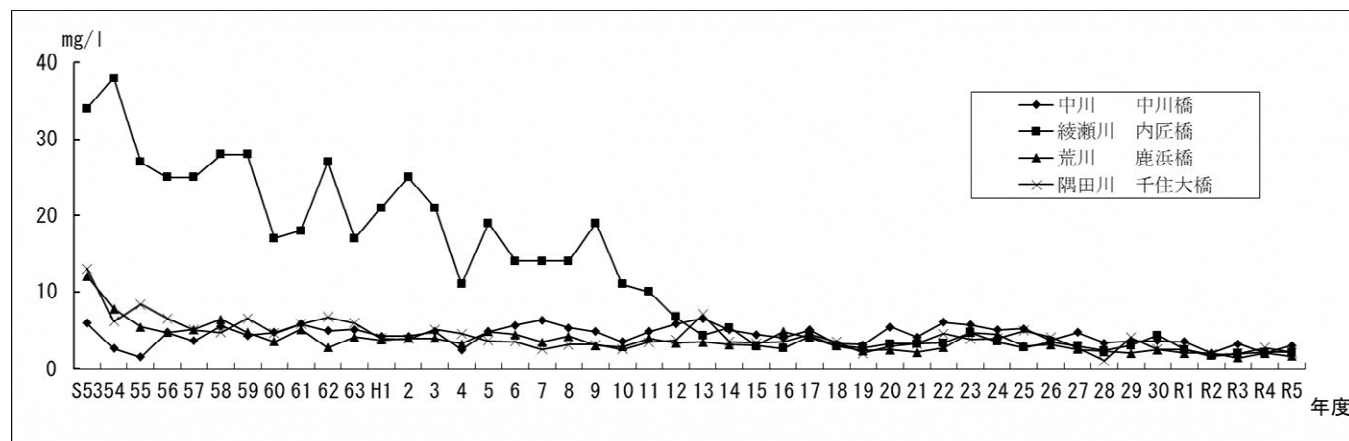
※敷地の境界，その他掲載されている情報の内容を証明するものではありません。

河川定期水質調査結果

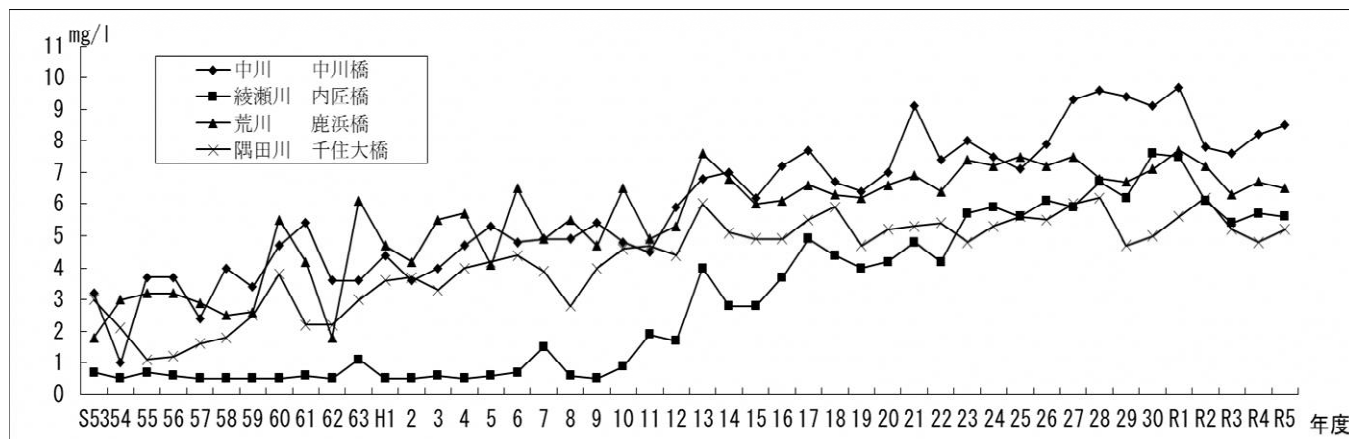
河川定期水質調査結果（令和5年度平均値）

調査地点・調査結果（令和 6 年度）													
No.		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	環境基準
河川名		中川	綾瀬川	荒川	隅田川	毛長川	毛長川	伝右川	新芝川	垢川	垢川	見沼代用水	
調査地点		中川橋	内匠橋	鹿浜橋	千住大橋	舎人橋	谷塚橋	伝右橋	南平大橋	六木	小溜井	一本橋	類型 C
水域類型		C	C	C	C								
生活環境	pH	7.7	7.6	7.5	7.3	7.7	7.7	7.7	7.6	8.1	7.7	7.8	6.5 以上 8.5 以下
	DO(mg/l)	8.5	5.6	6.5	5.2	8.0	7.3	6.0	5.7	8.8	7.2	9.4	5 以上
	COD(mg/l)	6.5	6.2	4.5	6.2	5.5	5.9	6.0	4.5	8.8	7.0	4.5	
	BOD(mg/l)	3.1	2.2	1.7	2.2	3.3	3.4	2.1	2.2	5.9	3.7	2.7	5 以下
	SS(mg/l)	22	14	7	9	10	19	8	14	11	12	9	50 以下
健康	四塩化炭素 (mg/l)	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.002 以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン (mg/l)	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	1 以下
	トリクロロエチレン (mg/l)	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.01 以下
	テトラクロロエチレン (mg/l)	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0009	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.01 以下
その他	導電率 (mS/m)	119	605	632	717	33	44	111	457	118	226	26	
	全リン (mg/l)	0.272	0.213	0.279	0.405	0.251	0.198	0.270	0.224	0.515	1.030	0.143	
	全窒素 (mg/l)	4.50	3.73	5.49	7.24	3.17	3.07	3.08	4.32	5.17	4.42	2.55	
	MBAS (mg/l)	0.07	0.06	—	0.11	—	—	0.07	—	—	—	—	
現場	透視度 (cm)	37	76	86	68	60	45	61	72	44	44	79	

BODの経年変化



DOの経年変化



(参考資料) 水質汚濁に係る環境基準

生活環境の保全に関する環境基準 河川

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号 改正令和 3 年環境庁告示第 62 号)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数 (90%水質値)
AA	水道 1 級、自然環境保全、および A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	20CFU/100ml 以下備考
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴、および B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	300CFC/100ml 以下
B	水道 3 級、水産 2 級、および C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	1000CFC/100ml 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級、および D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水、および E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ 以上	—

備考：水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100ml 以下とする。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級：ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用ならびに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊な浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定一覧(改正平成 15 年 3 月)

	類 型
中川中流(元荒川合流点から花畑川分岐点まで)	C
中川下流(花畑川分岐点より下流)	C
綾瀬川下流(古綾瀬川合流点より下流)	C
荒川下流(笹目橋より下流)	C
隅田川(岩淵水門より下流)	C

人の健康の保護に関する環境基準(昭和 46 年環境庁告示第 59 号 改正令和 3 年環境庁告示第 62 号)

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値	備 考
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、規定の方法により測定した場合において、その結果が該当方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS 規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと JIS 規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	
鉛	0.01mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	
六価クロム	0.02mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	
ヒ素	0.01mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下	
総水銀	0.0005mg/l 以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下	
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下	
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	硝酸性及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	—	—	



建設委員会報告資料

令和7年4月16日

件 名	足立区公園（大型施設）長寿命化計画の中間見直しについて
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課
内 容	足立区公園（大型施設）長寿命化計画について、国土交通省が定める公園施設長寿命化計画策定指針（案）に基づき、中間見直しを実施した。このことについて、以下のとおり報告する。 1 計画の目的 大型の遊具やトイレなど更新に多額の経費がかかる公園施設（以下「大型施設」という）を、可能な限り少ない経費で安全に区民へ提供することを目的に、平成21年度より「足立区公園(大型施設)長寿命化計画」を策定し、大型施設の更新を計画的に行っている。 2 中間見直しについて 平成30年度に策定した2期目となる本計画は、令和元年度から10年間を計画期間としており、3年ごとに大型施設の健全度を調査している。中間期となる令和6年度には、健全度調査に加えて、後期計画期間への見直しを行った（別添資料1参照）。 3 主な見直し内容 （1）計画対象公園数、総面積の時点修正 （2）更新、補修時に遵守するガイドライン等の時点修正 （3）実施計画の進捗状況を更新

4 対象施設

施設名	数量
大型遊具	192 基
防球フェンス	41 基
トイレ (公園トイレ/河川敷トイレ)	公園トイレ 295 棟 河川敷トイレ 16 棟
公園灯	3,154 灯
ナイター照明 (野球場・運動場・テニスコート)	6 か所 (85 灯)
テニスコート表面舗装	7 か所 (27 面)
野球場内野	39 面
運動場	4 面
河川敷バックネット	27 基
河川敷サッカーゴール	6 基

5 今後の予定

令和 6 年度に実施した見直しを踏まえ、令和 7 年度以降の後期計画期間に向けて施設更新を着実に進めていく。

建設委員会報告資料

令和7年4月16日

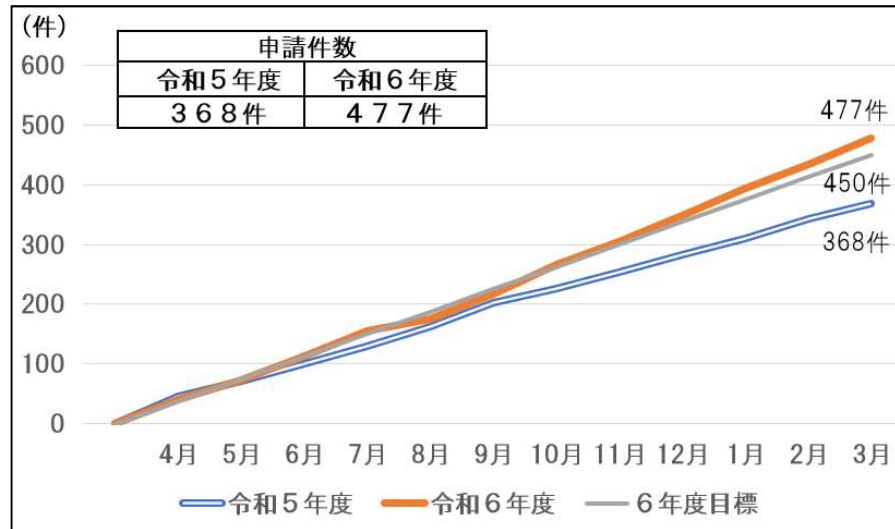
件 名	足立区建築物再生可能エネルギー利用促進計画の策定について										
所管部課名	建築室建築審査課 環境部環境政策課										
内 容	令和4年6月に改正された「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に基づき、「足立区建築物再生可能エネルギー利用促進計画」（以下「促進計画」という。）を策定したので報告する。 1 促進計画の目的 社会経済情勢の変化に伴い、建築物におけるエネルギー消費量は増加しており、わが国全体のエネルギー消費量に占める割合は約3割に及んでいる。 このため、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、区内の新築戸建て住宅等における太陽光発電設備のさらなる普及促進が必要であり、区としての取組みの方向性を定めたい。 2 促進計画（別添資料2参照） 足立区全域を計画の区域とし、建物へ設置を促進する再生可能エネルギー利用設備を太陽光発電設備と定めるとともに、以下の措置を適用することで、脱炭素化を実現するための取組みを加速させていく。 （1）建築士による建築主への再生可能エネルギー利用設備の説明義務 （2）建築物の形態規制（建物の大きさや広さ、高さ）の特例許可 3 本計画の周知について 区ホームページや窓口における周知とともに、指定確認検査機関へ必要な手続きをご案内し、本計画の実行性を確保していく。 4 策定の経緯及び今後の予定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 月</th><th>事 項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年 11月</td><td>促進計画（案）のパブリックコメント実施</td></tr> <tr> <td>令和7年 1月</td><td>パブリックコメント実施結果の公表</td></tr> <tr> <td>3月</td><td>「建築士による説明義務対象となる建築物の用途と規模を定める条例」制定</td></tr> <tr> <td>令和7年 6月</td><td>「建築士による説明義務対象となる建築物の用途と規模を定める条例」施行</td></tr> </tbody> </table>	年 月	事 項	令和6年 11月	促進計画（案）のパブリックコメント実施	令和7年 1月	パブリックコメント実施結果の公表	3月	「建築士による説明義務対象となる建築物の用途と規模を定める条例」制定	令和7年 6月	「建築士による説明義務対象となる建築物の用途と規模を定める条例」施行
年 月	事 項										
令和6年 11月	促進計画（案）のパブリックコメント実施										
令和7年 1月	パブリックコメント実施結果の公表										
3月	「建築士による説明義務対象となる建築物の用途と規模を定める条例」制定										
令和7年 6月	「建築士による説明義務対象となる建築物の用途と規模を定める条例」施行										

建設委員会報告資料

令和7年4月16日

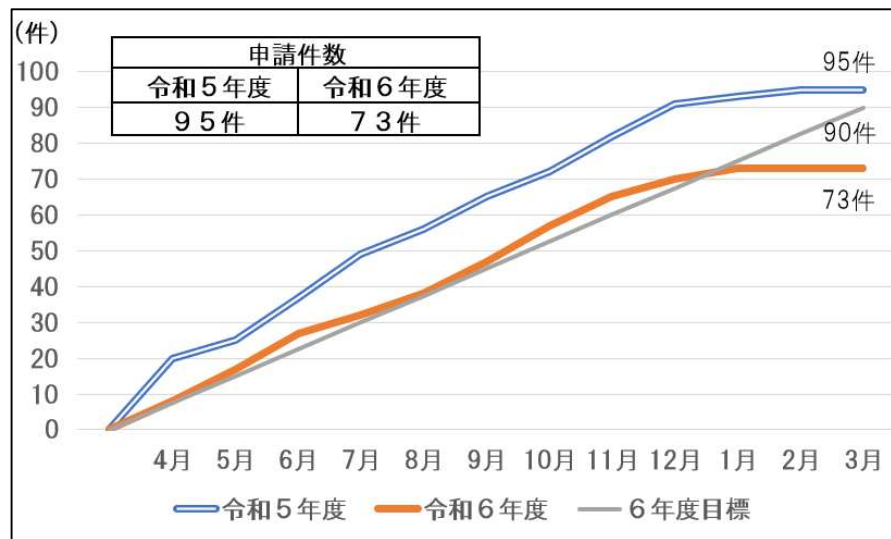
件名	建築物減災対策について																																																								
所管部課名	建築室建築防災課																																																								
	令和6年度における建築物の減災対策の実績について報告する。 1 申請件数 <table><tr><th>内容</th><th>R5</th><th>R6</th><th>目標</th><th>達成率 ※2</th></tr><tr><td>(1)耐震診断</td><td>447</td><td>592</td><td>450</td><td>132%</td></tr><tr><td>(2)耐震改修工事等 ※1</td><td>368</td><td>477</td><td>450</td><td>106%</td></tr><tr><td>(3)家具転倒防止等</td><td>95</td><td>73</td><td>90</td><td>81%</td></tr><tr><td>(4)アドバイザー派遣</td><td>93</td><td>151</td><td>110</td><td>137%</td></tr><tr><td>(5)ブロック塀カット工事</td><td>43</td><td>67</td><td>80</td><td>84%</td></tr><tr><td>(6)フェンス設置工事</td><td>—</td><td>24</td><td>40</td><td>60%</td></tr><tr><td>(7)不燃化建替え</td><td>26</td><td>24</td><td>42</td><td>57%</td></tr><tr><td>(8)解体（不燃化）</td><td>243</td><td>212</td><td>307</td><td>69%</td></tr><tr><td>(9)感震ブレーカー設置工事</td><td>411</td><td>827</td><td>400</td><td>207%</td></tr></table> ※1 (2)耐震改修工事等 には解体工事含む ※2 令和6年度の達成率 $R6 \text{ 申請件数} \div \text{目標値} \times 100 (\%)$ 2 推定累計申請数推移 (1) 耐震診断申請件数 (件) <table><tr><th colspan="2">申請件数</th></tr><tr><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>447件</td><td>592件</td></tr></table> 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 — 令和5年度 — 令和6年度 — 6年度目標 能登半島地震の影響や、グレーゾーン住宅助成の開始により想定を超えた申請があった。	内容	R5	R6	目標	達成率 ※2	(1)耐震診断	447	592	450	132%	(2)耐震改修工事等 ※1	368	477	450	106%	(3)家具転倒防止等	95	73	90	81%	(4)アドバイザー派遣	93	151	110	137%	(5)ブロック塀カット工事	43	67	80	84%	(6)フェンス設置工事	—	24	40	60%	(7)不燃化建替え	26	24	42	57%	(8)解体（不燃化）	243	212	307	69%	(9)感震ブレーカー設置工事	411	827	400	207%	申請件数		令和5年度	令和6年度	447件	592件
内容	R5	R6	目標	達成率 ※2																																																					
(1)耐震診断	447	592	450	132%																																																					
(2)耐震改修工事等 ※1	368	477	450	106%																																																					
(3)家具転倒防止等	95	73	90	81%																																																					
(4)アドバイザー派遣	93	151	110	137%																																																					
(5)ブロック塀カット工事	43	67	80	84%																																																					
(6)フェンス設置工事	—	24	40	60%																																																					
(7)不燃化建替え	26	24	42	57%																																																					
(8)解体（不燃化）	243	212	307	69%																																																					
(9)感震ブレーカー設置工事	411	827	400	207%																																																					
申請件数																																																									
令和5年度	令和6年度																																																								
447件	592件																																																								

(2) 耐震改修工事等申請件数



耐震診断助成申請の増加に伴い、今後も工事等申請の増加が見込まれる。

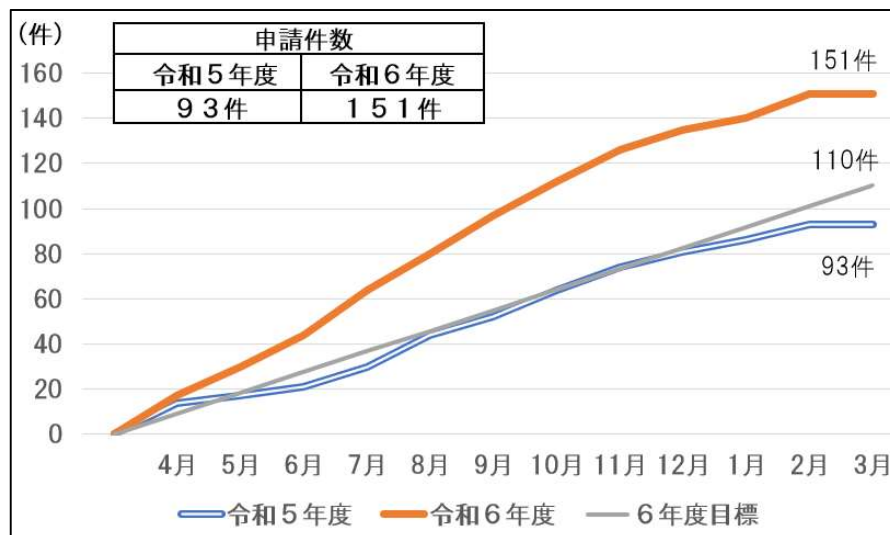
(3) 家具転倒防止等申請件数



能登半島地震の影響もあり、12月まではおおむね目標どおりの申請が寄せられていたが、年度内に工事を完了させる必要があるため申請が減り、最終的に目標を下回った。

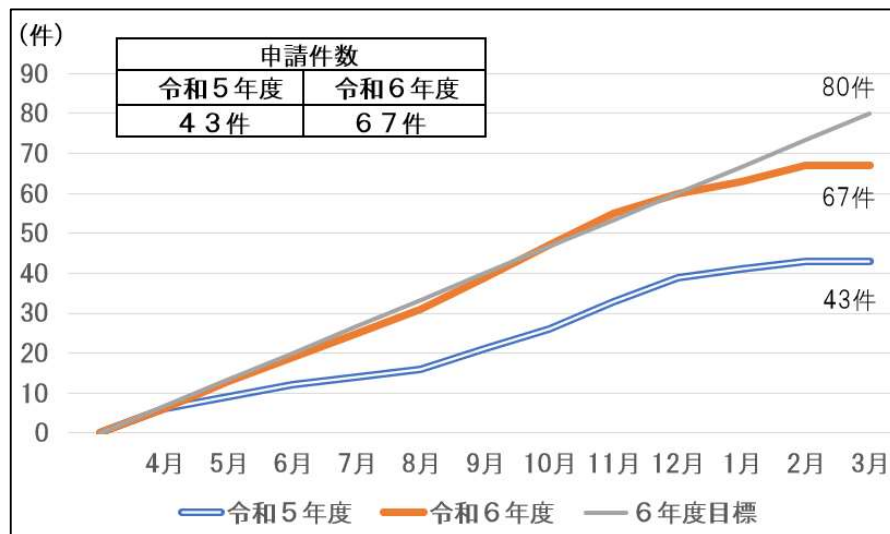
今後も、あだち広報や耐震説明会などの機会を捉え、利用促進に向けた周知に努めていく。

(4) アドバイザー派遣申請件数



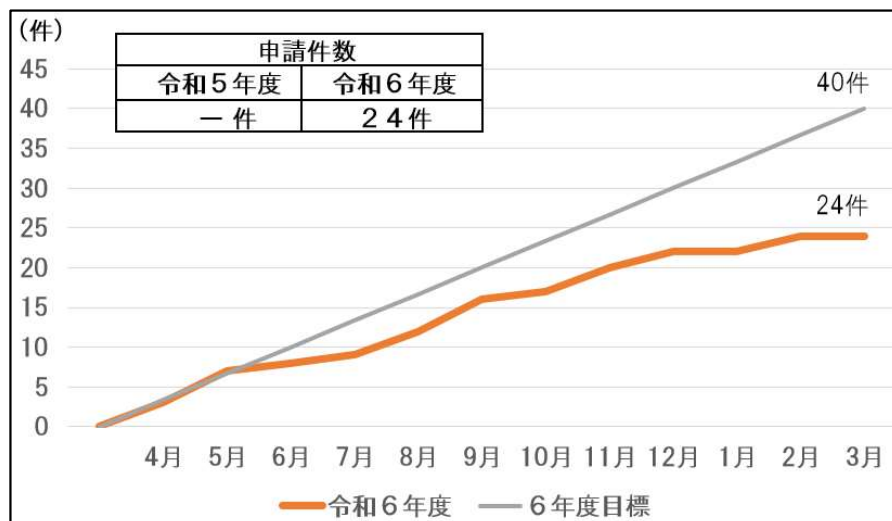
ブロック塀等の所有者に対する周知活動の成果として、目標を上回る申請が寄せられたものとする。

(5) ブロック塀等カット工事申請件数



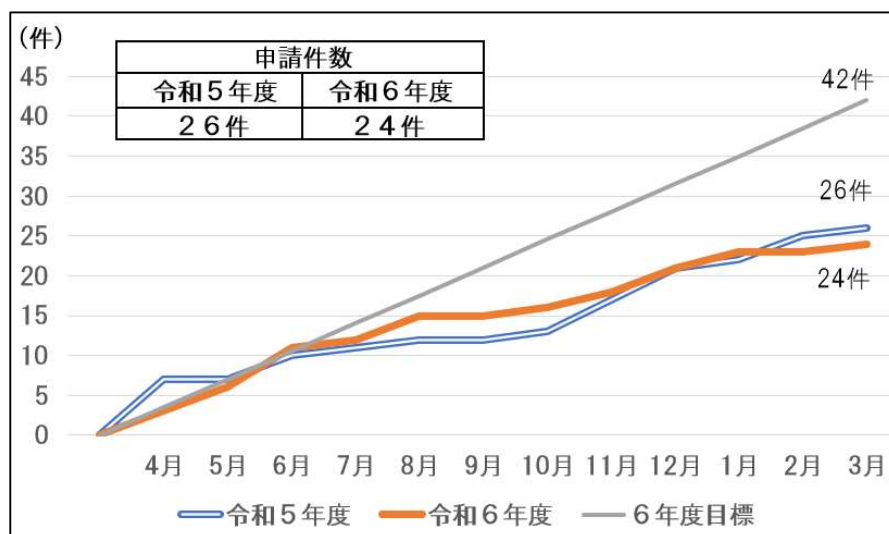
これまでに実施したアドバイザー派遣先の方々へ直接働きかけることで、工事実施につながるよう誘導に努めていく。

(6) フェンス設置工事申請件数



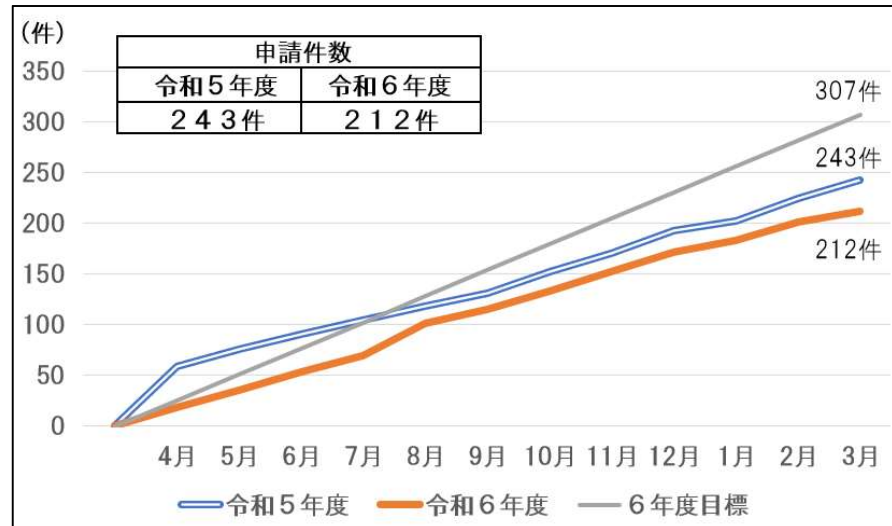
目標を下回る状況であるが、今後の申請状況を注視しながら、所有者等へ制度活用を働きかけていく。

(7) 不燃化建替え申請件数



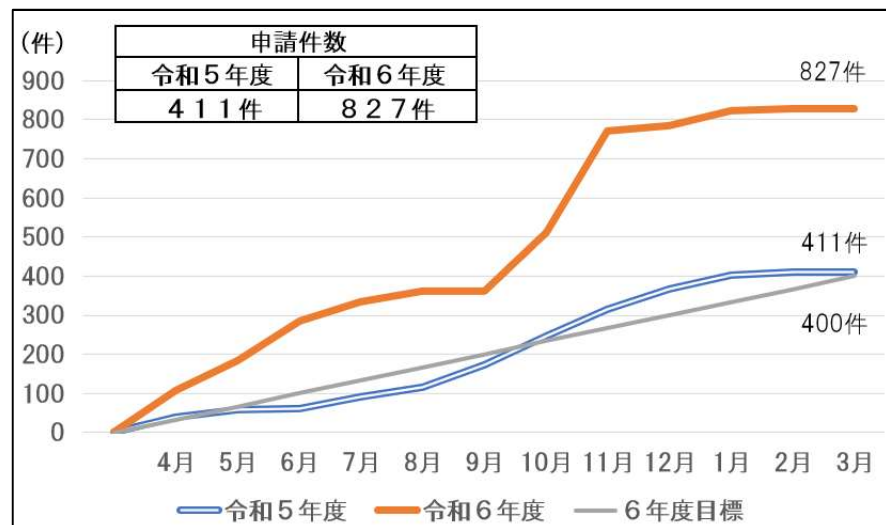
本制度は令和7年度で終了予定となるため、引き続きチラシ配布や相談会の開催などにより、強く制度の積極的な活用を働きかけていく。

(8) 解体（不燃化）申請件数



本制度は令和7年度で終了予定となるため、引き続きチラシ配布や相談会の開催などにより、強く制度の積極的な活用を働きかけていく。

(9) 感震ブレーカー設置工事申請件数



令和6年9月補正予算により手当てした年間予900件分の予算に近い実績となり、区内事業者等において積極的な取り組みが行われた。

3 今後の方針

助成制度の拡充3か年計画のうち、令和6年度までの2年間において、特に重要な耐震診断及び耐震改修工事等助成の実績を高めることができた。令和7年度もさらに実績の上積みを図れるよう、積極的な周知啓発に努めていく。

建設委員会報告資料

令和7年4月16日

件 名	感震ブレーカー設置工事助成の制度見直しについて
所管部課名	建築室建築防災課
内 容	感震ブレーカー設置工事助成の見直しについて以下のとおり報告する。 1 助成対象地域の見直し 助成対象地域を特定地域限定から区内全域に改める。 2 対象建築物の一部除外 現在、助成対象となっている鉄筋コンクリート造などの耐火建築物は、延焼被害の危険度が低いことから、助成対象から除外する。 3 改正予定時期・理由 (1) 改正予定時期 令和7年7月 (2) 理由 制度改正の周知及び要綱改正の期間を3か月確保し、制度の円滑な移行を目指すため。 4 周知方法 区ホームページやあだち広報に加え、公社ニューストキメキにより広く区民へ周知し、あわせて東京都電気工事組合足立地区本部などの関連協力団体や申請実績を有する工事業者には随時情報提供を行っていく。 5 予算執行 当初予算（7, 200万円、900件分）について、事務の平準化のため受付期間を上半期と下半期に分け、それぞれ受付上限を450件に設定する。 6 今後の方針 対象地域の拡大に伴い、木造住宅の火災を抑制する取り組みを着実に進められるよう、普及啓発に努めていく。

建設委員会報告資料

令和7年4月16日

件名	居住支援協議会の開催結果について	
所管部課名	建築室住宅課 高齢者施策推進室高齢者地域包括ケア推進課 足立福祉事務所生活支援推進課	
内容	令和7年3月21日に開催した第10回足立区居住支援協議会について、以下のとおり報告する。	
	1 開催概要	
	(1) 開催日時 令和7年3月21日（金）午前10時～午前11時30分	
	(2) 議事内容 ア あだちお部屋さがしサポート事業の実績および進捗 イ 令和6年度の居住支援の取組み報告について (ア) 生活保護受給者へのお部屋さがしサポート事例紹介 (イ) 区と居住支援法人（白寿会）の居住支援に関する協定締結 (ウ) 高齢者向け優良賃貸住宅のセーフティネット住宅への移行 (エ) 東京都住宅供給公社と連携した居住支援の対象拡大 (オ) 足立区住生活基本計画改定に伴う住宅政策審議会発足 他 (3) 議事内容に対する主な意見、質疑に対する今後の対応案等	
	主な意見・質問	今後の対応案等
	お部屋さがしサポート事業で生活保護受給者が追加されたが、単身高齢者の見守り機器はどのようになるのか。	機器の設置自体は可能だが、生活保護受給者は有償となる。助成金を活用できるが、収入として認定され、生活保護費が減額となるため、助成の効果がない。今後、機器設置のあり方について、関係所管と協議・検討を4月中に行う。
	足立区は他区よりも生活保護受給者の部屋さがし案件が少ないように感じる。何か理由はあるか。	生活保護受給者の部屋さがしについて相談はあるが、本人の希望が合わず事業を活用しないケースがある。 福祉の担当職員にも、事業が浸透されていない可能性もあるので、再度周知を行う。

	主な意見・質問	今後の対応案等
	本人から住宅課へ直接の相談件数が、前回の協議会の報告より減っている。これは、住宅部局と福祉部局の連携など関係があるのか。	様々な相談があるなかで部屋さがしについては、今年度から設置された福祉まるごと相談課より住宅課へつながる件数が増えている。
	不動産協会として、民間保証会社と連携し、単身高齢者の見守り機器設置の仕組みを検討している。	協会の取組みに感謝する。今後も協力関係を深めていきたい。
	住宅セーフティネット法改正に伴い、更なる庁内連携が必要とあるが具体的にどのようなことを行うのか。	新たに居住サポート住宅を認定する制度が開始されるため、住宅部局と福祉部局が連携して、重層支援会議や庁内カンファレンスにて協議していく。

2 今後の方針

(1) 本協議会でいただいた意見を踏まえ、相談者及び家主の双方に対して、あだちお部屋さがしサポート事業の効果的な周知を図り、住宅確保要配慮者の住宅確保に努めていく。

(2) 令和7年度の住宅セーフティネット法改正の施行に伴い、東京都や庁内関係所管と連携して、事業を推進していく。

建設委員会報告資料

令和7年4月16日

件 名	住宅セーフティネット制度を利用した居住支援の取組みについて
所管部課名	建築室住宅課 あだち未来創造室子どもの貧困対策・若年者支援課 福祉部親子支援課 足立福祉事務所生活支援推進課
内 容	東京都住宅供給公社（以下「ＪＫＫ」という。）の空き住戸を活用した専用住宅の公募について、以下のとおり報告する。 1 令和7年度の募集について 区のボトルネック的課題である子どもの貧困対策として、以下の内容を実施する。 （１）対象者 従来のひとり親世帯および児童養護施設等退所者世帯に加え、新たに大学生等※を対象とする。 ※ 国の修学支援新制度で「第１区分」（住民税所得非課税の世帯で、修学意欲があること等が条件）の認定を受けている大学生・専門学校生で、区の就学支援助成制度の決定を受けている大学生等とする。 （２）募集戸数 区内全域で合計５戸の予定（空き住戸の状況による） （３）募集期間 令和７年５月下旬～令和７年６月下旬 （４）入居時期 令和７年８月１日以降 （５）周知方法 あだち広報、ＳＮＳ、豆の木メール、児童養護施設への連絡 2 取組み実績 （１）ＪＫＫの空き住戸を利用し、令和４年度から６年度までの間、毎年１回（各５戸）、計１５戸を公募した。 （２）これまで計８世帯が入居し、現在７世帯（ひとり親５世帯、施設退所者２世帯）が入居中。 3 今後の方針 関係所管と連携し、新たな対象者等への周知に努め申し込みにつなげていく。